

# 資料編

## 1 沼田市男女共同参画推進委員会について

### (1) 沼田市男女共同参画推進定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 沼田市における男女共同参画社会の形成に向けて、総合的に施策の推進を図るため、沼田市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 沼田市男女共同参画計画に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の形成の推進に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表又は推薦する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

#### (アドバイザー)

第7条 委員会は、会議の運営の円滑化を図るため、男女共同参画に関し識見を有する者をアドバイザーとして置くことができる。

#### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民協働課において処理する。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## (2) 沼田市男女共同参画推進委員会委員名簿

(令和7年度)

氏名	推薦団体等	備考
茂木 恵理子	沼田人権擁護委員協議会	
岡村 親男	沼田市民生委員児童委員協議会	令和7年11月30日まで
高橋 千賀子		令和7年12月1日から
楠淵 美穂	沼田市子育て支援ネットワーク推進協議会	
武井 てい子	沼田市保健推進委員会	
中坪 桂佑	連合群馬北部地域協議会	副委員長
塩浦 敬之	沼田商工会議所	
遠藤 由理子	沼田市農業委員会	
荒木 富美子	沼田市教育研究所	委員長
庭野 智彦	沼田市小中学校PTA連合会	
糸賀 真知子	国際ソロプチミスト利根ぬまた	
飯島 晶代	角屋工業株式会社 ※群馬県いきいきGカンパニーゴールド認証事業所	
尾崎 多美子	特定非営利活動法人 結いの家	
笛田 一男	公募委員	
小林 康子	公募委員	

## 2 沼田市男女共同参画庁内推進会議について

### (1) 沼田市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

#### (設置)

第1条 沼田市における男女共同参画社会の形成に関する施策について、関係部課相互の連絡調整を行うとともに総合的かつ効果的に推進するため、沼田市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策についての総合的な連絡調整に関すること。
- (3) 男女共同参画についての調査・研究に関すること。
- (4) その他男女共同参画に関し必要と認められること。

#### (組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 推進会議の委員長は、市民部長をもって充て、副委員長は、市民協働課長をもって充てる。

- 2 委員長は、推進会議の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員長は、必要に応じ推進会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員が出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、または関係部課長に対して資料の提出を求めることができる。

#### (ワーキンググループ)

第6条 推進会議に第2条の所掌事務に関する具体的事項を調査・研究させるため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループのメンバーは、委員の所属する部局に属する者の中から委員長が指名する。
- 3 ワーキンググループのリーダーは、市民協働課長をもって充て、サブリーダーはメンバーのうちからリーダーが指名したものがこれにあたる。
- 4 ワーキンググループの会議は、リーダーが招集し、その議長となる。
- 5 リーダーは、ワーキンググループの会議が終了したときは、その経過及び結果を委員長に報告するものとする。

#### (アドバイザー)

第7条 推進会議は、会議の運営の円滑化を図るため、男女共同参画に関し識見を有する者をアドバイザーとして置くことができる。

#### (庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市民協働課において行う。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 資料編

## 別表（第3条関係）

区 分	職
委員 長	市民部長
副委員長	市民協働課長
委 員	総務課長 地域安全課長 企画政策課長 社会福祉課長 こども課長 介護高齢課長 健康課長 産業振興課長 農林課長 学校教育課長 生涯学習課長

## 3 男女共同参画関連法

### (1) 男女共同参画社会基本法

【抜粋】

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における

方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

最終改正 令和 7 年 6 月 27 日法律第 80 号

### (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

【抜粋】

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危

害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正 令和7年12月10日法律第84号

### (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【抜粋】

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっている

ことに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(平成27年9月4日法律第64号)

最終改正 令和4年6月11日法律第63号

### (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

【抜粋】

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念とし

で行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(都道府県基本計画等)

- 第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
    - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
    - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
  - 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

(令和4年5月25日法律第52号)